

平成 29 事業年度
退職者医療特別会計

(添付書類)

事業報告書
決算報告書

社会保険診療報酬支払基金

平成 29 事業年度
事業報告書

平成 29 事業年度退職者医療関係業務 事業報告書

1. 退職者医療関係業務の概要

(1) 事業内容

国民健康保険法の定めるところにより、次の業務を行うこと。

- ア 被用者保険等保険者から拠出金を徴収すること。
- イ 市町村に対し療養給付費等交付金を交付すること。
- ウ 前記ア及びイの業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 職員の定数及びその前事業年度末との比較

区 分	平成 29 事業年度	平成 28 事業年度末
職員定数	21 名	21 名

(3) 沿 革

年 月	事 業 内 容 の 沿 革
昭和 59 年 10 月	国民健康保険法に基づく退職者医療関係業務を開始した。

(4) 設立の根拠

社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）

(5) 退職者医療関係業務を行う根拠となる法律

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）

(6) 主管省庁名

厚生労働省

2. 役員の定数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴

本特別会計による役員定数はない。

3. その事業年度及び過去3事業年度以上の事業の実施状況

(1) 平成29事業年度

ア 事業計画の実施の結果

(ア) 拠出金の徴収

平成29事業年度における拠出金の予定額は

療養給付費等拠出金	255,039,942 千円
事務費拠出金	510,399 千円
計	255,550,341 千円

であって、これに対する拠出金の徴収決定額は

療養給付費等拠出金	242,717,062 千円
事務費拠出金	510,816 千円
計	243,227,878 千円

であった。

この拠出金徴収決定額に対し収入済額は

療養給付費等拠出金	224,872,357 千円
事務費拠出金	474,089 千円
計	225,346,446 千円

であって、差し引き

療養給付費等拠出金	17,844,705 千円
事務費拠出金	36,727 千円
計	17,881,432 千円

については、収入未済額として翌年度へ繰り越すこととした。

平成29事業年度に繰り越された平成28事業年度の収入未済額は

療養給付費等拠出金	18,957,983 千円
事務費拠出金	36,462 千円
計	18,994,445 千円

については、年度内に全額が収入となった。

(イ) 療養給付費等交付金の交付

平成 29 事業年度における療養給付費等交付金の予定額は

248,055,937 千円

であって、これに対する療養給付費等交付金の交付決定額は

186,420,940 千円

であった。

この療養給付費等交付金交付決定額に対し支出済額は

174,649,169 千円

であって、差し引き

11,771,771 千円

については、支払未済額として翌年度へ繰り越すこととした。

平成 29 事業年度に繰り越された平成 28 事業年度の支払未済額は

20,240,704 千円

については、年度内に全額を支出した。

平成 29 事業年度において交付決定した平成 28 年度分に係る療養給付費等交付金の確定額は

292,773,034 千円

であって、平成 28 事業年度において交付決定した平成 28 年度分に係る概算療養給付費等交付金の決定額は

294,378,844 千円

であった。この精算にあたっては、次のとおり返還請求又は追加交付を行った。

療養給付費等交付金の返還請求決定額は

8,895,391 千円

であった。

この療養給付費等交付金の返還請求決定額については、年度内に全額が収入となった。

また、療養給付費等交付金の追加交付決定額は

7,289,581 千円

であった。

この療養給付費等交付金の追加交付決定額については、平成 29 事業年度における療養給付費等交付金の決定額に含まれており、年度内に全額を支出した。

イ 資金計画の実施の結果

平成 29 事業年度における資金計画は、収入支出とも

事業費勘定	306,426,609 千円
事務費勘定	906,047 千円
計	307,332,656 千円

を予定したが、収入済額及び支出済額はともに

事業費勘定	254,641,068 千円
事務費勘定	950,475 千円
計	255,591,543 千円

であって、差し引き

事業費勘定については	51,785,540 千円
------------	---------------

減少し、

事務費勘定については	44,428 千円
------------	-----------

増加した。

なお、資金計画の実施状況の明細は、次表のとおりである。

資 金 計 画 実 績 表

[事業費勘定]

区 分	支			出			入		
	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)
療養給付費等交付金	千円 254,207,821	千円 194,889,873	千円 △ 59,317,947	—	千円 1,404,248	千円 1,404,248	—	千円 1,404,248	千円 1,404,248
事務費勘定へ繰入	510,399	510,816	417	254,660,128	療養給付費等拠出金収入	△ 10,829,787	254,660,128	243,830,340	△ 10,829,787
借入金償還金	1,417,768	901,996	△ 515,772	508,025	事務費拠出金収入	2,526	508,025	510,551	2,526
借入金利息	45,649	71	△ 45,577	49,000,000	借 入 金	△ 49,000,000	49,000,000	—	△ 49,000,000
拠出金精算返還金	395,127	45,087	△ 350,039	126	雑 収 入	410	126	536	410
予 備 費	49,849,845	—	△ 49,849,845	2,258,330	交付金精算返還金	6,637,061	2,258,330	8,895,391	6,637,061
翌年度への繰越金	—	58,293,223	58,293,223						
合 計	306,426,609	254,641,068	△ 51,785,540	306,426,609	合 計	△ 51,785,540	306,426,609	254,641,068	△ 51,785,540

資 金 計 画 実 績 表

[事務費勘定]

支		出		収			入	
区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比 較 増 減 額 (B - A)	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比 較 増 減 額 (B - A)	
事 務 取 扱 費	千円 498,724	千円 471,646	千円 △ 27,077	前年度からの繰越金	千円 381,628	千円 435,932	千円 54,304	
職 員 諸 給 与	213,788	211,487	△ 2,300	事業費勘定からの受入	510,399	510,816	417	
管 理 諸 費	284,936	260,159	△ 24,776	そ の 他 の 収 入	13,266	3,722	△ 9,543	
そ の 他 の 支 出	51,892	85,971	34,079	雑 収 入	754	4	△ 749	
翌年度への繰越金	355,431	392,856	37,425					
合 計	906,047	950,475	44,428	合 計	906,047	950,475	44,428	

ウ 借入金
該当なし

エ 財政投融资資金の受入れ
該当なし

オ 国からの補助金等
該当なし

(2) 過去3事業年度

ア 事業計画の実施の結果

平成26事業年度から平成28事業年度の事業計画の実施の結果は、次表のとおりである。

拠出金

(単位：千円)

区 分	年度	予 定 額	徴収決定額	収 入 済 額	収入未済額
療養給付費等	26	741,793,605	696,786,778	643,707,167	53,079,611
	27	383,556,165	387,545,280	358,062,491	29,482,789
	28	279,944,516	250,149,387	231,191,404	18,957,983
事 務 費	26	537,543	537,705	497,484	40,221
	27	537,474	537,790	497,550	40,240
	28	489,314	490,124	453,662	36,462

各年度の収入未済額は、翌年度に全額収入となった。

療養給付費等交付金

(単位：千円)

年 度	予 定 額	交付決定額	支 出 済 額	支 払 未 済 額
26	743,278,429	619,926,193	576,402,397	43,523,796
27	449,434,768	449,052,257	405,657,873	43,394,384
28	388,372,357	320,330,880	300,090,176	20,240,704

各年度の支払未済額は、翌年度に全額支出した。

イ 資金計画の実施の結果

平成 26 事業年度から平成 28 事業年度の資金計画の実施の結果は、次表のとおりである。

〔事業費勘定〕

(単位：千円)

年 度	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)
26	支 出	847,852,350	729,360,066	△ 118,492,283
	収 入	847,852,350	729,360,066	△ 118,492,283
27	支 出	554,019,889	530,324,929	△ 23,694,959
	収 入	554,019,889	530,324,929	△ 23,694,959
28	支 出	425,898,353	345,661,582	△ 80,236,770
	収 入	425,898,353	345,661,582	△ 80,236,770

〔事務費勘定〕

(単位：千円)

年 度	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)
26	支 出	884,133	1,053,188	169,055
	収 入	884,133	1,053,188	169,055
27	支 出	901,097	989,202	88,105
	収 入	901,097	989,202	88,105
28	支 出	895,076	950,673	55,597
	収 入	895,076	950,673	55,597

ウ 借入金
該当なし

エ 財政投融資資金の受入れ
該当なし

オ 国からの補助金等
該当なし

4. 退職者医療関係業務の一部の委託を受け、又は退職者医療関係業務に関連する事業を行っている一般社団法人又は一般財団法人その他の団体であって、支払基金が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができるもの（以下「関連一般社団法人等」という。）の名称、事務所の所在地、基本財産を有するときはその額、事業内容、役員の数、代表者の氏名、職員数及び支払基金との関係

該当なし

5. 支払基金と関連一般社団法人等との関係の概要
該当なし

6. 支払基金が対処すべき課題

退職者医療制度は、経過措置として整備されており、今後においても、継続して関係機関との緊密な連携のもとに適正、円滑で効率的な業務運営に努める必要がある。

平成 29 事業年度 決算報告書

1. 平成 29 事業年度退職者医療特別会計収入支出決算書
2. 予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

1. 平成 29 事業年度退職者医療特別会計収入支出決算書

1. 事業費勘定

平成 29 事業年度における事業費勘定の

収入決定済額は 252,123,806 千円

であって

支出決定済額は 187,878,911 千円

であった。

したがって、収入が支出を 64,244,894 千円

超過した。

また、この勘定の損益計算上の利益は 65,146,890 千円

であって、国民健康保険法附則第 19 条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 146 条第 1 項の規定により、

前事業年度から繰り越した損失 744,006 千円

をうめることに充て、残余の 64,402,884 千円

は、積立金（別途積立金）として整理することとした。

2. 事務費勘定

平成 29 事業年度における事務費勘定の

収入決定済額は 575,840 千円

であって

支出決定済額は 537,675 千円

であった。

したがって、収入が支出を 38,164 千円

超過した。

なお、この超過金額については、収入予算として国民健康保険法附則第 19 条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第 144 条による厚生労働大臣の認可を受けることにより、国民健康保険法附則第 17 条各号に掲げる業務に関する事務の処理に要する経費に充てることとした。

3. 収入支出決算に係る事業費勘定及び事務費勘定それぞれの各款項の総額を示せば、次表のとおりである。

平成29事業年度退職者医療特別会計
事業費勘定収入支出決算書

[収入の部]

科 目	収入予算額	収入決定済額	収入予算額と収入決定済額との差額	備考
(款) 拠 出 金 収 入	千円 255,550,341	千円 243,227,878	千円 △ 12,322,462	
(項) 療養給付費等拠出金収入	255,039,942	242,717,062	△ 12,322,879	
(項) 事務費拠出金収入	510,399	510,816	417	
(款) 借 入 金	49,000,000	—	△ 49,000,000	
(項) 借 入 金	49,000,000	—	△ 49,000,000	
(款) 雑 収 入	2,258,456	8,895,927	6,637,471	
(項) 雑 収 入	126	536	410	
(項) 交付金精算返還金	2,258,330	8,895,391	6,637,061	
合 計	306,808,797	252,123,806	△ 54,684,990	

[支出の部]

科 目	支出予算額 千円	前事業年度の繰越額 千円	予備費使用額 千円	流用増 △減額 千円	支出予算現額 千円	支出決定済額 千円	翌事業年度の繰越額 千円	不 用 額 千円	備 考
(款) 療養給付費等交付金	248,055,937	—	—	—	248,055,937	186,420,940	—	61,634,996	
(項) 療養給付費等交付金	248,055,937	—	—	—	248,055,937	186,420,940	—	61,634,996	
(款) 事務費勘定へ繰入	510,399	—	418	—	510,817	510,816	—	0	
(項) 事務費勘定へ繰入	510,399	—	418	—	510,817	510,816	—	0	
(款) 借入金償還金	1,463,417	—	—	—	1,463,417	902,067	—	561,349	
(項) 借入金償還金	1,417,768	—	—	—	1,417,768	901,996	—	515,772	
(項) 借入金利息	45,649	—	—	—	45,649	71	—	45,577	
(款) 諸 支 出 金	395,127	—	—	—	395,127	45,087	—	350,039	
(項) 拠出金精算返還金	395,127	—	—	—	395,127	45,087	—	350,039	
(款) 予 備 費	56,383,917	—	△ 418	—	56,383,499	—	—	56,383,499	予備費使用理由は、別紙のとおり
(項) 予 備 費	56,383,917	—	△ 418	—	56,383,499	—	—	56,383,499	
合 計	306,808,797	—	—	—	306,808,797	187,878,911	—	118,929,885	

平成 29 事業年度退職者医療特別会計
事務費勘定収入支出決算書

[収入の部]

科 目	収入予算額	収入決定済額	収入予算額と収入決定済額との差額	備考
(款) 事業費勘定からの受入	千円 510,399	千円 510,816	千円 417	
(項) 事業費勘定からの受入	510,399	510,816	417	
(款) 受 入 金	64,567	64,567	0	
(項) 受 入 金	64,567	64,567	0	
(款) 雑 収 入	754	456	△ 297	
(項) 雑 収 入	754	456	△ 297	
合 計	575,720	575,840	120	

[支出の部]

科 目	支出予算額	前事業年度の繰越額	予備費使用額	流用増△減額	支出予算現額	支出決定済額	翌年度への繰越額	不 用 額	備 考
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
(款) 事務取扱費	556,251	—	—	—	556,251	537,675	—	18,575	
(項) 職員諸給与	213,758	—	—	—	213,758	211,968	—	1,789	
(項) 退職給付引当預金への繰入	57,753	—	—	—	57,753	57,296	—	456	
(項) 管理諸費	284,740	—	—	—	284,740	268,410	—	16,329	
(款) 予備費	19,469	—	—	—	19,469	—	—	19,469	
(項) 予備費	19,469	—	—	—	19,469	—	—	19,469	
合 計	575,720	—	—	—	575,720	537,675	—	38,044	

(別紙)

事業費勘定予算予備費使用理由書

事業費勘定予算予備費について、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第77号）附則第14条の規定によりなおその効力を有するものとされた社会保険診療報酬支払基金の退職者医療関係業務に係る財務及び会計に関する省令（昭和59年厚生省令第40号）第7条第2項の規定により行った予備費使用理由は、次のとおりである。

保険者設立による事務費拠出金収入の増収に伴い事務費勘定へ繰入が増額となったことにより、既定予算に不足が生じたことから、予備費の使用を行ったものである。

2. 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第14条の規定によりなおその効力を有するものとされた社会保険診療報酬支払基金の退職者医療関係業務に係る財務及び会計に関する省令第13条第2項の規定による予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

平成29事業年度退職者医療特別会計予算総則（以下「総則」という。）に規定した事項に係る予算の実施結果は、次のとおりである。

1. 総則第2条の規定による経費の流用は、行わなかった。
2. 総則第3条の規定による経費の翌事業年度への繰り越しは、行わなかった。
3. 総則第4条の規定による借入金の限度額は49,000,000千円であって、これに対する借入額（本年度において借入れた短期借入金のうち、年度内に資金不足のため償還することができなかった金額について、国民健康保険法附則第19条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第147条第3項の規定により、厚生労働大臣の認可を受けて行った借換え額）は、なかった。